

2017年9月22日

日本共産党熊本市議団の那須円です。議題192号熊本城ホール設置条例に対して、反対討論を行います。

本条例には、施設の名称やその目的、指定管理者制度の導入や管理者の担う業務、さらには市民が実際に利用する際の利用料の基準となる使用料が規定されています。

賛同できない1点目は、既存の市内同等施設と比較し、高額に設定された使用料のために、市民にとって利用しづらい施設となりかねない点です。熊本城ホールの設置目的は、条例でも謳われているように「地域経済の活性化と地域文化の発展に寄与すること」であります。地域の文化サークルの発表会や地域の文化団体により多彩な文化催事が開催され、多くの市民に利用されてきた産業文化会館が閉鎖され、中心市街地における中規模ホールの整備は多くの市民の願いでもありました。しかし、今回示された使用料については、その1.5倍以内の範囲で、指定管理者が利用料を設定できるものの、旧産文会館、また市内の同規模施設と比べ物にならないほどの高額に設定されています。例えば、土日の終日、非営利での利用をする場合の利用料については、700席の旧産文会館が6万6千円でありましたし、既存施設でいいますと489席の森都心プラザホールが5万2800円、594席の火の君文化ホールが3万3千円、601席の植木文化ホールが3万1500円となっているのに対し、750席の熊本城ホール多目的ホールが32万7600円と最大で10倍ほど高くなっています。メインホールも同様で、同条件で比較すると1591席の市民会館が17万1600円、1810席の県立劇場コンサートホール23万3280円に対し、熊本城ホールは、87万3600円とやはり既存施設と比べると大変高額に設定されています。使用料については、政令指定都市16施設の平均をもとに設定されたとのことですが、利用する市民や文化団体、地域文化サークルなど利用者の声から、どのような料金設定が文化の発展に寄与するのか検討がなされるべきでありました。

2点目は、指定管理者制度による運営が規定をされていますが、これら運営に関する点であります。経済分化会でも指摘をしましたが、今回指定管理期間が5年ということになっており、指定管理者は条例の規定に沿って、イベント等の誘致をすることになります。しかし、指定期間の後半には、2年3年先のコンベンションや催事など自らが管理運営に携わっているのかわからないイベントの誘致をすることとなります。当然、催事に関わる様々な工夫、オプション設定、料金設定など、指定管理者が替われば、それらも変わってくるようになります。イベント誘致に向けて、相手方と積み重ねてきた計画そのものが大きく変わりかね

ないこうしたリスクをどう回避していくのか？総括質疑では、「他都市の事例も参考にしながら検討する」との答弁が大西市長からなされたわけですが、こうしたリスク管理についての考え方や対応を明確にしていなことは大きな問題だと言わなければなりません。

また、今回指定管理料については、0円となっており、指定管理者は、料金収入をもとに、施設の管理運営、イベント誘致を行っていくこととなります。確かに、他の指定都市の中では、福岡、神戸、大阪、名古屋、大宮、埼玉、札幌など都市圏人口も多い大都市では、指定管理料ゼロとし、運営を行っている施設もあります。一方、熊本市と同規模の施設を見てみますと、岡山市は指定管理料ゼロとなっていますが、静岡が約9億3000万円、浜松が8億6千万円、新潟が6500万円と独立採算での管理運営は難しく、少なくない指定管理料が発生しています。こうしたことから、今回指定管理料をゼロ円とすることが果たして可能であるのか、妥当であるのか？その根拠や積算も含め示されるべきではありますが、公募時の公平性を損なうとの理由で示されていません。確かに、詳細な単価や積算は難しいにせよ、ホール使用料の設定や催事見込み数、人件費や管理費、誘致活動に関わる経費など、指定管理料がゼロということで運営可能とする市の判断の根拠は示されてしかるべきであります。昨年、総務省が「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」を3年ぶりに実施し、公表した結果によると、2015年4月1日時点で全国で指定管理者制度を導入している施設数は7万6788施設。そのうち、過去3年間で指定管理者の指定の取り消し、取りやめ、業務の停止があった施設は2308施設もあります。そのうち「指定管理者の経営困難等による撤退（指定返上）」「指定管理者の業務不履行」などを理由に、取り消しとなった施設が696施設に上ることが示されました。こうした全国の事例からも、指定管理の管理料も含めた条件が適切であるのか、具体的な根拠も示されない状況での条例制定は認められません。

3点目は、熊本城ホール整備そのものの問題であります。現在、桜町再開発において、基礎工事、杭工事が着々と進められています。しかし、ホールそのものの取得費や備品代約300億円、大規模修繕費用年2.7億円、市がMICE施設を整備することで参入する桜町再開発への補助金が市負担分で63億円、市債に関わる利子分の支払い等々、本市財政に与える影響は大きなものがあります。また、経済波及効果についても熊本県内で、170億円という数字は出ていますが、市内における効果額がどれほどとなるのか、この議場で他会派の議員からも質問が出されましたが、未だその答えは示されていません。また波及効果のもととなる消費行動についても、イベントや催事の誘致において呼び込んだ人々のその消費先は、国内移動に関わる航空会社であったり、コンサートやイベントの主催者への支払い

となるチケット代であったり、市域外へ流出してしまう消費額がかなりの部分を占めることへの疑問も訴えてきました。震災からの復興に必要な事業だとの説明はありますが、結局、県内の経済波及効果 170 億円のうち、地震により被災した地場の企業にどれだけ回るのか現在に至るも示されていません。本来なら明らかにされるべき議論が深められないまま、工事だけが着々と進む。その一方で、公共施設等総合管理計画の下で、所有している公共施設の更新費用が賄えないと、既存の施設の床面積を 2 割削減しようと具体化が迫られる。地震によって住宅の確保もままならないこうした被災者が多く残されている状況もあります。このような状況下で、MICE 整備それこそ聖域として、整備が進められてきたそのものの問題も指摘したいと思います。

以上、市民が利活用できる施設となりえないこと、管理運営の在り方等と合わせ、賛同できない理由を述べ、討論いたします。